

報告資料 3

昭島市教育委員会教育長訓令第 3 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日

昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会職員被服等貸与規程（昭和55年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条中「主管課長又は担当課長」とあるのは「主管課長、室長、担当課長又は学校長」を「第9条中「主管課長又は担当課長」とあるのは「主管課長、室長、担当課長、昭島市民会館条例（昭和57年昭島市条例第8号）及び昭島市公民館条例（昭和57年昭島市条例第9号）に規定する館長（以下この条において「館長」という。）又は校長」に、「同規程第13条中「主管課長又は担当課長」とあるのは「主管課長、室長、担当課長又は学校長」を「、同規程第13条中「主管課長又は担当課長」とあるのは「主管課長、室長、担当課長、館長又は校長」に改める。

別表第1の8の項中「参事及び副参事」を「参事、副参事及び主事（係長（これに相当する職を含む。）に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会職員被服等貸与規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧																															
<p>(準用) 第4条 この規程に定めるもののほか、被服等の貸与については、昭島市職員被服等貸与規程(昭和55年昭島市訓令第3号)を準用する。この場合において、同規程第9条中「<u>主管課長又は担当課長</u>」とあるのは「<u>主管課長、室長、担当課長、昭島市民会館条例(昭和57年昭島市条例第8号)及び昭島市公民館条例(昭和57年昭島市条例第9号)に規定する館長(以下この条において「館長」という。)</u>又は校長」と、「市長」とあるのは「<u>教育長</u>」と、同規程第13条中「<u>主管課長又は担当課長</u>」とあるのは「<u>主管課長、室長、担当課長、館長又は校長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被貸与者</th> <th>貸与品</th> <th>貸与期間(月)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">8</td> <td>参事、副参事及び主事(係長(これに相当する職を含む。)に限る。)の職にある職員</td> <td>事務服</td> <td>60</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨衣(防災用)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム長ぐつ(防災用)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			被貸与者	貸与品	貸与期間(月)	摘要	8	参事、副参事及び主事(係長(これに相当する職を含む。)に限る。)の職にある職員	事務服	60			雨衣(防災用)	60		ゴム長ぐつ(防災用)	60	<p>(準用) 第4条 この規程に定めるもののほか、被服等の貸与については、昭島市職員被服等貸与規程(昭和55年昭島市訓令第3号)を準用する。この場合において、同規程第9条中「<u>主管課長又は担当課長</u>」とあるのは「<u>主管課長、室長、担当課長又は学校長</u>」と、「市長」とあるのは「<u>教育長</u>」と、同規程第13条中「<u>主管課長又は担当課長</u>」とあるのは「<u>主管課長、室長、担当課長又は学校長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被貸与者</th> <th>貸与品</th> <th>貸与期間(月)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">8</td> <td rowspan="3">参事及び副参事の職にある職員</td> <td>事務服</td> <td>60</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>雨衣(防災用)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>ゴム長ぐつ(防災用)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			被貸与者	貸与品	貸与期間(月)	摘要	8	参事及び副参事の職にある職員	事務服	60		雨衣(防災用)	60	ゴム長ぐつ(防災用)	60
	被貸与者	貸与品	貸与期間(月)	摘要																													
8	参事、副参事及び主事(係長(これに相当する職を含む。)に限る。)の職にある職員	事務服	60																														
		雨衣(防災用)	60																														
		ゴム長ぐつ(防災用)	60																														
	被貸与者	貸与品	貸与期間(月)	摘要																													
8	参事及び副参事の職にある職員	事務服	60																														
		雨衣(防災用)	60																														
		ゴム長ぐつ(防災用)	60																														